

鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業 募集要項等の訂正表（令和2年9月18日公表）

令和2年8月7日に公表した鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業募集要項等に関し、以下のとおり訂正します。

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------------|----------------|---|--|------|----|---|------------|-----|---|----------|------|---|------------|-----|---|-------------------|------|---|--------------|---|---|------|------|----|---|------------|-----|---|----------|------|---|------------|-----|---|-------------------|------|---|--------------|---|
| 募集要項 | 8 | Ⅱ2(4) ① | (前略) ただし、残存法人のみで応募者の再構成を県及び市に申請する場合は、当該残存法人のみで本 実施方針 に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要であり、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定も行うこととする。 | (前略) ただし、残存法人のみで応募者の再構成を県及び市に申請する場合は、当該残存法人のみで本 募集要項 に定める応募者の参加資格要件を満たしていることが必要であり、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定も行うこととする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 募集要項 | 15 | Ⅲ1 表内 ①② | ①本館 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 用途：事務所 床面積：延 5001 ㎡ 建築時期：昭和40年 ②新館 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 用途：事務所 床面積：延 2009 ㎡ 建築時期：昭和56年 | ①本館 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 用途：事務所 床面積：延 5,030.34 ㎡ 建築時期：昭和40年 ②新館 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 用途：事務所 床面積：延 2,213.60 ㎡ 建築時期：昭和56年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要求水準書 | 46 | V7(3) ②イ | イ. 定期清掃 月に1回 、休日等に下記の業務を実施する。実施日・実施時刻等は県及び市との協議による | イ. 定期清掃 適切なサイクル で、休日等に下記の業務を実施する。実施日・実施時刻等は県及び市との協議による | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要求水準書 | 53 | VI3(1) ① | ① 民間施設用地の位置・規模 民間施設用地は、一定の駐車台数（敷地全体で公用が120台、来庁者用が130台以上（うちハートフル駐車場 7 台分））を敷地内に確保できることを前提に応募者が提案した範囲とする。 | ① 民間施設用地の位置・規模 民間施設用地は、一定の駐車台数（敷地全体で公用が120台、来庁者用が130台以上（うちハートフル駐車場 11 台分））を敷地内に確保できることを前提に応募者が提案した範囲とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要求水準書 | 54 | VI3(1) ③ | (前略) なお、PFI事業者は鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条の規定に基づき、契約保証金を納付することとし、その額は 契約金額の100分の10以上 の額とするとともに、その納付の時期は、契約を締結するときとする。 | (前略) なお、PFI事業者は鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条の規定に基づき、契約保証金を納付することとし、その額は 一年分の貸付料相当額 とするとともに、その納付の時期は、契約を締結するときとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 優先交渉者決定基準 | 4 | Ⅲ3(2) | <加点付与基準> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価内容</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>特に優れた提案である</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>AとCの間の評価</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>評価できる提案である</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>CとDの間の評価</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>要求水準以上の提案がない</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> | 評価区分 | 評価内容 | 係数 | A | 特に優れた提案である | 1.0 | B | AとCの間の評価 | 0.75 | C | 評価できる提案である | 0.5 | D | Cと D の間の評価 | 0.25 | E | 要求水準以上の提案がない | 0 | <加点付与基準> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価区分</th> <th>評価内容</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>特に優れた提案である</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>AとCの間の評価</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>評価できる提案である</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>CとEの間の評価</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>要求水準以上の提案がない</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> | 評価区分 | 評価内容 | 係数 | A | 特に優れた提案である | 1.0 | B | AとCの間の評価 | 0.75 | C | 評価できる提案である | 0.5 | D | Cと E の間の評価 | 0.25 | E | 要求水準以上の提案がない | 0 |
| 評価区分 | 評価内容 | 係数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 特に優れた提案である | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B | AとCの間の評価 | 0.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C | 評価できる提案である | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D | Cと D の間の評価 | 0.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| E | 要求水準以上の提案がない | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価区分 | 評価内容 | 係数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 特に優れた提案である | 1.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B | AとCの間の評価 | 0.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| C | 評価できる提案である | 0.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D | Cと E の間の評価 | 0.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| E | 要求水準以上の提案がない | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|---------|--|--|--|---|---|------------|--|---------|-------|--|-----|----------|--|--|------------|--|---|--------|--|--|--------|--|--|-----|--|--|---------|--|---|-----|--|--|-----|--|--|
| 様式 | 様式 5-2 | | <table border="1"> <tr> <td>割賦金利</td> <td></td> <td>%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>注6 割賦金利は小数点以下第三位までとします。 注7 水色のセルには数式が入っていますので、入力しないでください。 ただし、不都合がある場合は適宜調整してください。 注8 民間収益施設が合築の場合は、県及び市負担分のみ金額を入力してください。</p> | 割賦金利 | | % | <table border="1"> <tr> <td>割賦金利(=①+②)</td> <td></td> <td>0.000 %</td> </tr> <tr> <td>①基準金利</td> <td></td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>②提案スプレッド</td> <td></td> <td>%</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>注6 割賦金利は、基準金利と提案スプレッドの合計による金利とします。 <u>基準金利は、令和2年11月2日の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 LIBOR ベース10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)としてください。</u> 注7 割賦金利は小数点以下第三位までとします。 注8 水色のセルには数式が入っていますので、入力しないでください。 ただし、不都合がある場合は適宜調整してください。 注9 民間収益施設が合築の場合は、県及び市負担分のみ金額を入力してください。</p> | 割賦金利(=①+②) | | 0.000 % | ①基準金利 | | % | ②提案スプレッド | | % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割賦金利 | | % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 割賦金利(=①+②) | | 0.000 % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①基準金利 | | % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②提案スプレッド | | % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 様式 | 様式 5-4 | | <table border="1"> <tr> <td>その他外構等撤去工事</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>直接仮設工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外構撤去工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | その他外構等撤去工事 | | 0 | 直接仮設工事 | | | 外構撤去工事 | | | () | | | <table border="1"> <tr> <td>その他外構等撤去工事</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>直接仮設工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外構撤去工事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土壌汚染対策費</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>対策費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | その他外構等撤去工事 | | 0 | 直接仮設工事 | | | 外構撤去工事 | | | () | | | 土壌汚染対策費 | | 0 | 対策費 | | | () | | |
| その他外構等撤去工事 | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直接仮設工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外構撤去工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他外構等撤去工事 | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直接仮設工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外構撤去工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土壌汚染対策費 | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対策費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 基本協 定書(案) | | 第7条1項 | <p>(構成企業の連帯責任及び代表企業の義務)</p> <p>第7条 代表企業は、構成企業を統括し、本業務のうち前条第2項及び第3項に基づき構成企業が受託し又は請け負った業務につき、法令、募集要項等及び提案書類に従って誠実に履行させるとともに、民間収益事業につき、募集要項等及び提案書類に従って誠実に履行させる義務を負う。</p> | <p>(構成企業の連帯責任及び代表企業の役割)</p> <p>第7条 代表企業は、構成企業を統括し、本業務のうち前条第2項及び第3項に基づき構成企業が受託し又は請け負った業務につき、法令、募集要項等及び提案書類に従って誠実に履行させるとともに、民間収益事業につき、募集要項等及び提案書類に従って誠実に履行させるよう努めるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 |
|------------|----|-------------|---|---|
| 5 基本協定書(案) | | 第7条3項 4項 | <p><u>3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき県及び市に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、建設企業、工事監理企業及び維持管理企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。</u></p> <p><u>4 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。</u></p> | <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。</u></p> |
| 5 基本協定書(案) | | 第8条5項 | <p>5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでの間に、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、県及び市は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。</p> | <p>5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでの間に、構成企業のいずれかが<u>本件選定手続きに関して</u>次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、県及び市は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。</p> |
| 5 基本協定書(案) | | 第12条 1項 | <p>第12条 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合（第8条第5項及び第6項並びに第9条第6項による場合を含む。以下第3項及び第4項において同じ。）、既に県及び市並びに優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用（ただし、県及び市については令和2年8月7日に公表された募集要項等の作成以降に要した費用とする。）はすべて優先交渉権者の負担と<u>するほか、構成企業は、連帯して</u>、提案価格の100分の10に相当する金額の違約金を違約罰として県及び市に支払うものとし、<u>他方</u>、県及び市は何らの責任も負わない。ただし、出資者は、自らの責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合にのみ、本項に基づく義務を負担するものとし、自らの責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合は、本項に基づく義務を負担しない。</p> | <p>第12条 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合（第8条第5項及び第6項並びに第9条第6項による場合を含む。以下第3項及び第4項において同じ。）、既に県及び市並びに優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用（ただし、県及び市については令和2年8月7日に公表された募集要項等の作成以降に要した費用とする。）はすべて優先交渉権者の負担とし、<u>提案価格の100分の10に相当する金額の違約金を違約罰として県及び市に支払うものとする。</u>他方、県及び市は何らの責任も負わない。ただし、出資者は、自らの責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合にのみ、本項に基づく義務を負担するものとし、自らの責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合は、本項に基づく義務を負担しない。</p> |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 |
|----------------|----|-----------------|---|---|
| 5 基本協 定書(案) | | 第 13 条 1 項 | <p>(損害賠償の予定)</p> <p>第 13 条 構成企業は、事業契約締結後において、本件選定手続に関し、第 8 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、県及び市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、契約金額の 100 分の 20 に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成企業が第 8 条第 5 項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする会計規則第 120 条により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を県及び市に支払う。 <u>契約期間終了後も同様とする。</u></p> | <p>(損害賠償の予定)</p> <p>第 13 条 構成企業は、事業契約締結後において、本件選定手続に関し、第 8 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、県及び市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、契約金額の 100 分の 20 に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成企業が第 8 条第 5 項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする会計規則第 120 条により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を県及び市に支払う。</p> |
| 契約書(案) | 1 | 第 1 条 第 1 号 | <p>第 1 条 本契約において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「維持管理期間」とは、本件施設等の引渡日（令和 5 年 <u>10 月 1 日</u>）から令和 15 年 3 月 31 日までの期間をいう。</p> | <p>第 1 条 本契約において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)「維持管理期間」とは、本件施設等の引渡日（令和 5 年 <u>9 月 30 日</u>）の翌日から令和 15 年 3 月 31 日までの期間をいう。</p> |
| 契約書(案) | 7 | 第 14 条 | <p>第 14 条 P F I 事業者は、本契約締結後、速やかに、要求水準書に定めるところにより、調査業務、設計業務、建設工事業務、工事監理業務及び維持管理業務に関する事業計画書を策定し、県及び市に提出する。県及び市は、これらの内容の確認を行う。P F I 事業者は、県及び市による上記確認が得られ次第、次の工程に進むことができる。県及び市は、遅滞なく確認作業を行ったうえ、その結果を P F I 事業者に通知し、できるだけ全体スケジュールに影響のないよう配慮するものとする。</p> | <p>第 14 条 P F I 事業者は、本契約締結後<u>必要に応じて</u>、速やかに、要求水準書に定めるところにより、調査業務、設計業務、建設工事業務、工事監理業務及び維持管理業務に関する事業計画書を策定し、県及び市に提出する。県及び市は、これらの内容の確認を行う。P F I 事業者は、県及び市による上記確認が得られ次第、次の工程に進むことができる。県及び市は、遅滞なく確認作業を行ったうえ、その結果を P F I 事業者に通知し、できるだけ全体スケジュールに影響のないよう配慮するものとする。</p> |
| 契約書(案) | 7 | 第 15 条 第 2 項 | <p>2 P F I 事業者は、前項の電波障害対策調査の結果、障害対策が必要となった場合には、P F I 事業者の費用と責任において速やかに対策を実施（なお、CATV 等による障害対策設備の維持管理に関する負担金は新庁舎整備費用に含まれるものとする。）し、また、前項の周辺家屋調査の結果、本件工事に起因する周辺家屋等の棄損等が判明した場合は、P F I 事業者の費用と責任において現状復旧等適切な対応をする。</p> | <p>2 P F I 事業者は、前項の電波障害対策調査の結果、障害対策が必要となった場合には、P F I 事業者の費用と責任において速やかに対策を実施（なお、CATV 等による障害対策設備の維持管理に関する負担金は新庁舎整備費用に含まれるものとする。）し、また、前項の周辺家屋調査の結果、本件工事に起因する周辺家屋等の棄損等が判明した場合は、P F I 事業者の費用と責任において現状復旧等適切な対応をする。<u>ただし、本件工事に係る予見不可能な電波障害対策費及び電波障害対策に係る工事損害補償については、県及び市がこれを負担する。</u></p> |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 |
|--------|----|------------------------|---|---|
| 契約書(案) | 20 | 第 44 条 第 3 項 | <p><u>(追加)</u></p> <p>3 本契約に定める契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の施設整備の対価（サービス対価A）の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（ただし、割賦金利に相当するサービス対価A－3相当額を除く。）の100分の10に相当する金額に達するまで、県は、事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、事業者は、県に対し保証の金額の減額を請求することができる。</p> | <p>3 <u>受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第82条第6項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p>4 本契約に定める契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の施設整備の対価（サービス対価A）の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（ただし、割賦金利に相当するサービス対価A－3相当額を除く。）の100分の10に相当する金額に達するまで、県は、<u>PFI</u>事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、<u>PFI</u>事業者は、県に対し保証の金額の減額を請求することができる。</p> |
| 契約書(案) | 29 | 第 82 条 第 1 項 (1) | <p>(1) PFI事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（PFI事業者が要求水準を満たしていない場合を含む。）、県及び市が、事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨をしたにもかかわらず、相当の期間内に改善がなされなるとき。</p> | <p>(1) PFI事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（PFI事業者が要求水準を満たしていない場合を含む。）、県及び市が、<u>PFI</u>事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨をしたにもかかわらず、相当の期間内に改善がなされなるとき。</p> |
| 契約書(案) | 30 | 第 82 条 4 項 | <p>4 県及び市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、本件施設等の出来形部分が存在する場合、県及び市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県及び市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、県及び市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールの時期での分割方法に従って、又は②一括払いにより支払う。</p> | <p>4 県及び市が第2項第1号により本契約の解除を選択した場合において、本件施設等の出来形部分が存在する場合、県及び市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権等（前払金を支払っている場合には、前払金返還利息を含む。）に係る金額とを、対当額で相殺することができる。なお、相殺する場合の順序として、前払金返還利息、違約金以外の損害賠償請求権にかかる金額、違約金の順番で相殺することとする。この場合、県及び市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、県及び市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールの時期での分割方法に従って、又は②一括払いにより支払う。</p> |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 | | | | |
|----------------------|--|---------------|--|--|----------------------|--|------|--|
| 契約書(案) | 34 | 第 86 条 6 項 | 6 県及び市は、施設整備の対価（サービス対価A）の既履行部分の残額と、前 2 項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県及び市は、かかる相殺後の施設整備の対価（サービス対価A）の既履行部分の残額を、県及び市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う | 6 県及び市は、施設整備の対価（サービス対価A）の既履行部分の残額と、前 2 項の違約金及び損害賠償請求権等（前払金を支払っている場合には、前払金返還利息を含む。）に係る金額とを、対当額で相殺することができる。なお、相殺する場合の順序として、前払金返還利息、違約金以外の損害賠償請求権にかかる金額、違約金の順番で相殺することとする。この場合、県及び市は、かかる相殺後の施設整備の対価（サービス対価A）の既履行部分の残額を、県及び市の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。 | | | | |
| 契約書(案) | 42 | 別紙 1 | | <u>（赤線枠のズレを修正）</u> | | | | |
| 契約書(案) | 52 | 別紙 7 2(1)③ | <u>（追加）</u> | <p>③ サービス対価 A-3（割賦金利）の算定は以下の通りとする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">提案金利＝基準金利＋提案スプレッド（％）</td> </tr> <tr> <td>基準金利</td> <td>令和2年11月2日（月）のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。</td> </tr> </table> | 提案金利＝基準金利＋提案スプレッド（％） | | 基準金利 | 令和2年11月2日（月）のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。 |
| 提案金利＝基準金利＋提案スプレッド（％） | | | | | | | | |
| 基準金利 | 令和2年11月2日（月）のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレート（基準日午前10時。テレレート17143ページ。）とする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。 | | | | | | | |
| 契約書(案) | 53 | 3(1)① | <p>① サービス対価A-1（建中払い分）</p> <p>PFI事業者は、令和3年度は本契約第24条に規定する実施設計確認書交付後、令和4年度は年度末、令和5年度は本契約第39条に規定する工事完成確認通知書交付後、各施設整備の対価を請求する。この場合において、県及び市は、当該請求を受けた日から30日以内に当該施設整備の対価を支払う。</p> <p>なお、PFI事業者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、各年度支払額の10分の4以内の前払金の支払いを県及び市に請求することができる。</p> | <p>① サービス対価A-1（建中払い分）</p> <p>PFI事業者は、令和3年度は本契約第24条に規定する実施設計確認書交付後、令和4年度は年度末、令和5年度は本契約第39条に規定する工事完成確認通知書交付後、各施設整備の対価を請求する。この場合において、県及び市は、当該請求を受けた日から30日以内に当該施設整備の対価を支払う。</p> <p>なお、PFI事業者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、各年度支払額の10分の4以内の前払金の支払いを県及び市に請求することができる。</p> <p><u>前払金の支出、使途制限、解除に伴う措置等を含めその他前払金に関係することについては、鳥取県建設工事請負契約約款の規定を準用するものとする。</u></p> | | | | |

| 資料名 | 頁等 | 項目 | 訂正前 | 訂正後 |
|--------|----|------------------------|---|---|
| 契約書(案) | 75 | 第 20 条 第 2 項 (3) | (3) P F I 事業者が、本件土地を賃貸借の開始から●か月以内に第 2 条に定める使用目的に供しないとき | (3) P F I 事業者が、本件土地を賃貸借の開始から <u>1 2</u> か月以内に第 2 条に定める使用目的に供しないとき |
| 契約書(案) | 75 | 第 21 条 第 1 項 | 第 2 1 条 P F I 事業者は、第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 <u>1 2</u> 条第 1 項（増改築に係る事前承認を除く）に定める義務に違反したときは、本契約解除時の賃料年額に相当する額を違約金として県の指定する期間内に支払わなければならない。 | 第 2 1 条 P F I 事業者は、第 2 条第 1 項、第 3 条又は第 <u>1 1</u> 条第 1 項（増改築に係る事前承認を除く）に定める義務に違反したときは、本契約解除時の賃料年額に相当する額を違約金として県の指定する期間内に支払わなければならない。 |
| 契約書(案) | 75 | 第 21 条 第 2 項 (3) | 2 P F I 事業者は、第 1 2 条第 1 項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は第 1 7 条に定める義務に違反したときは、賃料●月分に相当する額を違約金として県の指定する期間内に支払わなければならない。 | 2 P F I 事業者は、第 1 2 条第 1 項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は第 1 7 条に定める義務に違反したときは、賃料 <u>1 2</u> 月分に相当する額を違約金として県の指定する期間内に支払わなければならない。 |
| 契約書(案) | 79 | 別紙 17 2、3 | 2 P F I 事業者は、本契約の締結後、不可抗力により、本事業のうち本件施設等の維持管理に関して、県、市、P F I 事業者乙又は第三者に生じた合理的な範囲の損害等を、維持管理運営期間を通じて、損害等のうち、本件施設等の維持管理費の <u>総額</u> の 1 % に至る額までを負担し、これを超える金額については県及び市が負担するものとする。ただし、P F I 事業者は、不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち本件施設等の維持管理費の <u>総額</u> の 1 % を超える分を県及び市の負担分から控除する。 3 P F I 事業者は、本契約の締結後、不可抗力により、本事業のうち本件施設等の運営等に関して、県、市、P F I 事業者乙又は第三者に生じた合理的な範囲の損害等を、維持管理運営期間を通じて、損害等のうち、本件施設等の運営費の総額の 1 % に至る額までを負担し、これを超える金額については県及び市が負担するものとする。ただし、P F I 事業者は、不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち本件施設等の維持管理費の総額の 1 % を超える分を県及び市の負担分から控除する。 | 2 P F I 事業者は、本契約の締結後、不可抗力により、本事業のうち本件施設等の維持管理に関して、県、市、P F I 事業者乙又は第三者に生じた合理的な範囲の損害等を、維持管理運営期間を通じて、損害等のうち、本件施設等の維持管理費の <u>年額</u> の 1 % に至る額までを負担し、これを超える金額については県及び市が負担するものとする。ただし、P F I 事業者は、不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金額相当額のうち本件施設等の維持管理費の <u>年額</u> の 1 % を超える分を県及び市の負担分から控除する。 <u>(削除)</u> |